

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)  
第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めたので、同条第3項の規定  
により、別冊のとおり公表します。

平成18年9月6日

法務大臣 杉浦 正健

喜連川社会復帰促進センター等運営事業  
実施方針

法 務 省

平成18年9月6日

- 目 次 -

|     |                                    |         |
|-----|------------------------------------|---------|
| 第 1 | 特定事業の選定に関する事項                      | -----1  |
| 1   | 事業内容に関する事項                         | -----1  |
| 2   | 特定事業の選定方法等に関する事項                   | -----6  |
| 第 2 | 民間事業者の募集及び選定に関する事項                 | -----6  |
| 1   | 民間事業者の募集及び選定方法                     | -----6  |
| 2   | 選定の手順及びスケジュール                      | -----7  |
| 3   | 選定手続等                              | -----7  |
| 4   | 応募者等の要件                            | -----11 |
| 5   | 事業者選定に関する事項                        | -----12 |
| 6   | 提案書類の取扱い                           | -----13 |
| 第 3 | 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | ---13   |
| 1   | 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担            | -----13 |
| 2   | 提供されるサービス水準                        | -----14 |
| 3   | 国による事業の実施状況の監視                     | -----14 |
| 第 4 | 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項            | -----15 |
| 1   | 施設の概要                              | -----15 |
| 2   | 施設の立地条件                            | -----15 |
| 第 5 | 事業計画等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項  | ----15  |
| 第 6 | 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項            | -----15 |
| 1   | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置            | -----15 |
| 2   | 事業の継続が困難となった場合の措置                  | -----16 |
| 3   | 金融機関（融資団）と国との協議                    | -----16 |
| 第 7 | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項    | -----16 |
| 1   | 法制上及び税制上の措置に関する事項                  | -----17 |
| 2   | 財政上及び金融上の支援に関する事項                  | -----17 |
| 第 8 | その他特定事業の実施に関し必要な事項                 | -----17 |
| 1   | 選定手続への参加に伴う費用負担                    | -----17 |
| 2   | 本事業において使用する言語                      | -----17 |

様式 1 実施方針説明会参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

喜連川社会復帰促進センター等運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類等

名称：喜連川社会復帰促進センター（以下「センター」という。）及び黒羽刑務所（支所を除き、以下「黒羽刑」という。）

（ともに犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容する刑務所であり，センターの収容定員は2,000名，黒羽刑の収容定員は1,820名）

種類：刑務所及び国家公務員宿舎並びにこれらに附帯する工作物

#### (3) 公共施設の管理者の名称

法務大臣 杉浦 正健

#### (4) 事業の背景・目的

我が国の刑務所では，受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し，その自由をはく奪するとともに，その改善更生及び円滑な社会復帰を図るという基本的理念の下，受刑者に対する処遇を行っている。

ところが，最近の犯罪情勢の悪化等に伴い，刑務所や拘置所などの刑事施設には多くの被収容者が収容され，平成4年度には4万人台であった被収容者数は，現在では，約8万人に及んでいるなど著しく増加し，ほとんどの施設では，収容人員が収容定員を上回る過剰収容状態となっている。この傾向は，刑務所において特に顕著となっており，昨年末現在の収容率は116%を超え，受刑者に対する適正な刑の執行と改善更生のための処遇が極めて困難な状態となっている。

このため，この著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和，解消し，適正な収容状態を確保することは喫緊の課題となっており，法務省では，山口県美祢市及び島根県浜田市においてPFI手法による刑務所の整備・運営事業を実施するほか，既存の刑務所等においても収容能力増強のための増改築工事を行っているところである。しかしながら，最近の犯罪情勢等をかんがみると，収容人員の増加傾向は今後も継続するものと予想され，依然として厳しい過剰収容状態が続くと考えられることから，その対策の一つとして，新たに整備する刑務所1庁において，PFI手法による運営事業を実施することとしたものである。

この刑務所を運営するに当たっては，山口県美祢市及び島根県浜田市の刑務所PFI事業と同様，官民協働による運営を実現させ，施設運営の透明性の向上を図るとともに，「国民に理解され，支えられる刑務所」という基本理念の下，刑務所の運営に地域の人材や資源を積極的に活用するなど，地域との共生による運営を目指すものとする。

また，本事業の実施に当たっては，構造改革特区制度を活用することとしており，施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて幅広く民間に委託することが可能となり，これ

により、官製市場の開放による雇用機会の増大が期待でき、地域経済の振興と発展に資することができるものとする。なお、地域の人材活用を含む幅広い民間委託を実施することにより、国の職員の増員抑制を図り、簡素で効率的な政府の実現に資するとの視点から、本事業の範囲として、(6)のとおり、センターに近接する黒羽刑の業務の一部も含めることとし、構造改革特区制度の活用のために必要となる「構造改革特別区域計画の認定申請」等の必要な手続等については、栃木県並びにさくら市及び大田原市に対して協力を要請することとしている。

さらに、多様で柔軟な処遇が可能な初犯受刑者に対し、それぞれの問題性に特化した矯正処遇プログラムを施すことにより、その改善更生を図り、再犯防止を目指すとともに、円滑に社会復帰できるよう、刑務作業あるいは職業訓練を通じて社会的ニーズのある職能技術の習得を促し、「人材の再生」を目指すものである。

#### (5) 事業方式

本事業は、選定事業者（以下単に「事業者」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、国が新たに整備する刑務所1庁及び国家公務員宿舎の維持管理及び運営業務の一部並びに既存の刑務所の運営業務の一部を実施する。

#### (6) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が、事業期間終了時までセンターの維持管理及び運営業務の一部並びに黒羽刑の運営業務の一部を行うことを事業内容とし、センターの設備、什器・備品等を調達及び整備し、その所有権は事業者が保有し、事業期間終了後、国に無償で譲渡することにより所有権を移転するものとする。

対象となる事業範囲は、センター及び黒羽刑においてそれぞれ以下のとおりであるが、運営業務のうち、名籍事務支援業務（写真撮影、指紋の採取）、領置事務支援業務（領置物保管）、施設警備業務（構内外巡回警備、総合監視卓監視）、その他警備支援業務（信書検査支援、新聞・図書検査支援、保安検査、護送支援、運動・入浴等監視支援）、技術指導業務（作業技術指導、安全衛生管理等指導）、職業訓練業務、教育実施業務、健康診断及び分類調査事務支援業務を実施するに当たり、事業者は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条第2項に定める登録を行う必要がある。

なお、詳細については、「運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

喜連川社会復帰促進センター

##### < 施設維持管理業務 >

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備運転監視業務
- ウ 修繕業務

##### < 総務 >

- エ 庶務事務支援業務（文書の発受・管理、参観・広報支援、電話交換、宿日直、人

- 事事務支援，その他事務支援)
- オ 名籍事務支援業務（写真撮影，指紋の採取，身分帳簿管理，その他名籍事務支援）
- カ 各種統計作成支援業務
- キ 経理事務支援業務（会計事務支援，共済事務支援，国有財産・物品管理事務支援，作業報奨金管理支援）
- ク 領置事務支援業務（領置物保管，領置金管理支援，購入物品管理支援）
- ケ 情報システム管理業務
- コ 運転業務
- サ 備品・消耗品等管理業務
- < 収容関連サービス >
  - シ 給食業務（献立の作成・確認，食事・飲料の給与，材料の提供・管理，衛生管理，非常時対応）
  - ス 衣類・寝具の提供業務（衣類・寝具の提供・管理，洗濯）
  - セ 清掃・環境整備業務（廃棄物処理を含む。）
  - ソ その他収容関連サービス業務（購買，理容等，職員食堂運営，食器・雑具・日常必需品の給貸与）
- < 警備 >
  - タ 施設警備業務（庁舎警備，構内外巡回警備，総合監視卓監視）
  - チ その他警備支援業務（信書検査支援，新聞・図書検査支援，保安検査，護送支援，運動・入浴等監視支援，保安事務支援，各種訓練）
- < 作業 >
  - ツ 作業企画支援業務
  - テ 技術指導業務（作業技術指導，安全衛生管理等指導）
  - ト 職業訓練業務
  - ナ その他作業事務支援業務
- < 教育 >
  - ニ 教育企画支援業務・教育実施業務（改善指導，教科指導，特化ユニットにおける各種プログラムの企画・運営）
  - ヌ 図書管理業務
  - ネ その他教育支援業務（刑執行開始時及び釈放前の指導，視聴覚教育，宗教教誨師・篤志面接委員等との連絡調整，各種レクリエーション実施，その他教育事務支援）
- < 医療 >
  - ノ 健康診断業務
  - ハ その他医療関係業務（外部病院との連絡調整，レセプト審査，医療設備の維持管理，医療関係事務，理学療法の実施支援）
- < 分類事務支援 >
  - ヒ 処遇調査事務支援業務
  - フ 審査関係事務支援業務

## へ 保護関係事務支援業務

### 黒羽刑務所

#### < 総務 >

ア 庶務事務支援業務（文書の発受・管理，電話交換，人事事務支援，その他事務支援）

イ 各種統計作成支援業務

ウ 経理事務支援業務（会計事務支援，共済事務支援，国有財産・物品管理事務支援，作業報奨金管理支援）

エ 領置事務支援業務（領置物保管，領置金管理支援，購入物品管理支援）

オ 運転業務

#### < 収容関連サービス >

カ 給食業務（献立の作成・確認）

キ 衣類・寝具の管理業務

ク 環境整備業務

#### < 警備 >

ケ 施設警備業務（庁舎警備，構外巡回警備，総合監視卓監視）

コ その他警備支援業務（信書検査支援，新聞・図書検査支援，保安検査，保安事務支援）

#### < 作業 >

サ 作業事務支援業務

#### < 教育 >

シ 教育支援業務（視聴覚教育，宗教教誨師・篤志面接委員等との連絡調整，各種レクリエーション実施，その他教育事務支援）

#### < 分類事務支援 >

ス 審査関係事務支援業務

セ 保護関係事務支援業務

## (7) センターの収容対象

センターにおいて収容対象となる受刑者は，犯罪傾向が進んでいない者とするが，そのうちの一部については，次の者を収容することを予定している。

ア 身体障害を有する者で，養護的処遇を要する者（高齢者を含む）（250名程度）

イ 精神疾患・知的障害を有する者で，社会適応のための訓練を要する者（250名程度）

## (8) 事業期間

事業契約締結の日の属する年度から平成34年3月まで（約15年間）。

## (9) 事業スケジュール

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 基本協定書の締結  | 平成19年4月                              |
| 事業契約の締結   | 平成19年5月                              |
| 準備期間      | 事業契約締結後～平成19年9月                      |
| 事業開始      | 平成19年10月<br>(受刑者は段階的に収容することを予定している。) |
| 維持管理・運営期間 | 平成19年10月～平成34年3月                     |
| 事業終了      | 平成34年3月                              |

## (10) 事業者の収入

国は、事業者が実施する本事業に要する費用について、事業契約に基づき物価変動等を勘案して定める額を、維持管理・運営期間にわたり事業者に支払う。

なお、事業者は、購買業務、職員食堂運營業務の実施により得られる収入を自らの収入とすることができる。

## (11) 事業期間終了時

事業者は、当該事業期間中の施設維持管理・運營業務を適切に行うことにより、事業終了時においても、センターの設備、什器・備品等を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

## (12) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たって遵守すべき主な法令は次のとおりである。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

構造改革特別区域法

警備業法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

医療法

健康増進法

会計法

国有財産法

国家公務員宿舎法

建築基準法

消防法

環境基本法

エネルギーの使用の合理化に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

水道法



水質汚濁防止法  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
大気汚染防止法  
騒音規制法  
振動規制法  
個人情報保護に関する法律  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
食品衛生法  
結核予防法  
その他関係法令，条例，基準等

### (13) 実施方針の変更

実施方針の公表後の民間事業者からの意見等を踏まえ，実施方針の内容を見直し，変更を行うことがある。変更の内容は，第2の3(8)の入札説明書等に反映する。実施方針の変更を行った場合には，法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 基本的考え方

本事業をPFI手法により実施することにより，サービスが同一の水準にある場合において，従来の手法により実施した場合と比較して，事業期間全体を通じた国の財政負担の縮減が期待できる場合，又は財政負担が同一の水準である場合において，サービスの水準の向上を期待できる場合には，PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

### (2) 選定の手順

国の財政負担見込額の算定に当たっては，事業者からの税収等の適切な調整を行い，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上，これを現在価値に換算することにより評価を行う。国が提供を受けるサービスの水準については，できる限り定量的な評価を行うこととするが，定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

特定事業として選定した場合は，その判断の結果を，評価の内容と併せて，法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。また，事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき，特定事業の選定を行わないこととした場合も，同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、維持管理、多様な運營業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ、創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。

したがって、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、維持管理に関する能力、多様な運営に関する能力等を総合的に評価する必要があることから、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6，予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により実施する。

## 2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

|          |             |
|----------|-------------|
| 平成18年11月 | 入札説明書の公表    |
| 平成18年11月 | 資格審査書類の受付   |
| 平成18年12月 | 資格審査結果の公表   |
| 平成19年2月  | 入札及び提案書類の締切 |
| 平成19年4月  | 落札者の決定、公表   |

## 3 選定手続等

### (1) 実施方針の公表

実施方針（参考資料を含む。以下同じ。）を公表し、閲覧に供する。

<実施方針の閲覧>

#### ア 閲覧期間

平成18年9月21日（木）から10月5日（木）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

#### イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

#### ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課調査係（PFI推進班）

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、実施方針は、インターネットでも閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

### (2) 実施方針の説明会

実施方針に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。

なお、参加を希望する者は、事前に申し込むこととする。

< 実施方針に関する説明会 >

ア 開催日時

平成18年9月21日(木)午後2時から午後4時まで

イ 開催場所

三田共用会議所

住所：東京都港区三田2丁目1番地8号

電話：03-3455-7591

ウ 申込方法

参加申込書(様式1)により、FAX又は電子メールにて9月19日(火)までに次の係あて提出のこと(電子メールの場合はMicrosoft Wordにより作成したファイル添付のこと)

法務省矯正局総務課調査係(PFI推進班)

電話：03-3580-4111 内線5841

FAX：03-5511-7208

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

エ 注意事項

説明会当日は、実施方針を配布しない。

参加人数は、1事業者5名までとする。

(3) 実施方針に関する質問受付

実施方針等に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

< 実施方針に関する質問の受付 >

ア 受付期間

平成18年9月21日(木)から10月2日(月)午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて質問書(様式2)に記載し、電子メールにてMicrosoft Excelにより作成されたファイル添付により、次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局総務課調査係(PFI推進班)

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

(4) 実施方針に関する質問回答

上記(3)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成18年10月25日(水)に公表することを予定しており、公表後は次のとおり閲覧に供する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

< 質問回答の閲覧 >

ア 閲覧期間

実施方針等に関する質問回答公表後，14日間（休日を除く。）とする。

イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課調査係（PFI推進班）

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお，実施方針に関する質問回答は，インターネットでも閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

(5) 実施方針に対する意見の受付

実施方針に対する意見を次のとおり受け付ける。

< 実施方針に関する意見の受付 >

ア 受付期間

平成18年9月21日（木）から10月2日（月）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

実施方針等について意見がある場合は，その内容を意見書（様式3）に記載し，電子メールにてMicrosoft Excelにより作成されたファイル添付により，次の係あて提出のこと。着信については，質問者において確認のこと。

なお，添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局総務課調査係（PFI推進班）

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

ウ 意見の取扱い

提出のあった意見は公表する。

なお，意見の内容が，提出者の特殊な技術，ノウハウ等に係わるもので公表することにより，提出者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある意見については，公表しない場合がある。

(6) 質問，意見に対するヒアリング

民間事業者から提出のあった質問，意見のうち，国が必要と判断したものについては，当該事業者から直接ヒアリングを行うことを予定している。

(7) 特定事業の選定

国は，実施方針等に対する意見等を踏まえ，本事業がPFIの手法により実施すべき事業か否かを評価し，PFIの手法により実施することが適切であると判断した場合には，本事業を特定事業として選定し，その結果を法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。また，特定事業の選定を行わなかった場合であっても同様に

公表する。

**(8) 入札説明書等の公表**

特定事業の選定を行った場合には、本事業の落札者を総合評価落札方式より選定することとし、その旨官報により公告し、公告内容及び入札説明書等を法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

**(9) 質問受付**

入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札説明書に明示する。

**(10) 資格審査書類の受付**

応募者には、入札説明書等に定める参加表明書及び資格審査に必要な資料の提出を求める。資格審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

**(11) 資格審査結果の通知**

国は、上記(10)により提出された資料に基づき、資格審査を実施し、その合否を応募者に通知する。

**(12) 質問回答の公表**

国は、入札説明書等に記載した内容に関する質問及びこれに対する回答を公表する。公表の方法は、法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法による。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

**(13) 提案審査書類の受付**

資格審査の合格者に対しては、入札説明書等に基づき、本事業に関する提案内容を記載した書類（以下「提案審査書類」という。）及び入札価格の提出を求める。提案審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

**(14) ヒアリング**

国は、提案審査書類について、必要に応じ、ヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は入札説明書に明示する。

**(15) 落札者の決定**

国は、あらかじめ定めた客観的な審査基準に基づき、落札者を決定し、通知する。

**(16) 提案審査結果の通知及び公表**

国は、審査結果及び入札結果について、法務省ホームページへの掲載その他適宜の方

法により公表する。

#### (17) 基本協定の締結

国は、落札者と本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

#### (18) 事業契約の締結

国は、基本協定の定めるところにより、落札者が会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的として設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結する。事業契約締結後、国は事業契約を締結した旨を法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### 4 応募者等の要件

#### (1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。応募者は、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。なお、応募グループの構成員には、本事業において警備業務を実施する企業に加えて、物品・サービス調達事業の実績がある企業を含むこととする。
- イ 応募者は、入札の結果、落札者に決定した場合は、すべての構成員の出資により、SPCを、契約締結時まで設立するものとする。
- ウ 応募グループの構成員による出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。なお、構成員以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%を超えてはならない。
- エ すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- オ 応募者は、応募に当たり、構成員以外に、SPCから直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）を明らかにするものとする。
- カ 構成員及び協力会社は、他の応募グループの構成員及び協力会社となることはできない。
- キ 矯正施設の運営に携わる者としてふさわしくない者は、出資者及び協力会社となることはできない。
- ク 構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、構成員又は協力会社の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

#### (2) 応募者の要件

- ア すべての構成員は、次の要件を満たす者であること。

- (ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (ウ) 国が本事業について、アドバイザー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（(イ)において同じ。）。
- なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
- ・ P w C アドバイザー(株)
  - ・ 八千代エンジニアリング(株)
  - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (エ) 第2の5(1)イの事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (オ) 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までの期間に、法務省から指名停止措置を受けていないこと。
- イ 維持管理・運營業務に携わる構成員又は協力会社は、平成17・18・19年度一般競争（指名競争）参加資格（12省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、等級は「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすこと。

## 5 事業者選定に関する事項

### (1) 基本的考え方

- ア 応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。
- イ 応募者の提案審査は、学識経験者及び法務省職員により構成される事業者選定委員会において行う。事業者選定委員会の委員は、入札説明書に明示する。
- ウ 事業者選定委員会は、あらかじめ設定し公表する「事業者選定基準」に従って、価格のみならず、民間事業者からの提案内容について、施設維持管理及び運営の各業務に関し、応募者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、審査結果を国に報告する。
- エ 国は、事業者選定委員会により提示された審査結果を基に、契約を締結する事業者を決定する。

### (2) 事業者の選定

事業者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行う。

国は、資格審査において提案審査書類の提出者を選定し、提案審査の結果を基に落札者を最終決定するものとする。

各審査の主な視点は次のとおりとする。

|      |  |
|------|--|
| 資格審査 | ・資格審査<br>・本事業に対する基本的な考え方<br>・事業者の実施体制                                |
| 提案審査 | ・本事業の各業務に関する具体的な提案内容（事業計画，維持管理，運営に係る事項）<br>・入札価格（国がSPCに支払うサービス対価の金額） |

### (3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### (4) 落札者を決定しない場合

国は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、応募者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに法務省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 6 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、国は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、事業者選定後返却することとし、国が事業者選定過程に関する事項の公表を行う以外には使用しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている、物品、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

## 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### (1) リスク分担の基本的考え方



本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

## (2) 予想されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」によるものとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定めることとする。

## (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。また、国及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書に明示する。

## 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、「要求水準書」によることとする。

## 3 国による事業の実施状況の監視

### (1) 目的

国は、事業者が定められた業務を確実に実施し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況について把握するために、監視を行う。

### (2) 監視方法

監視の具体的な方法については、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定めることとする。

### (3) 監視時期

監視は、事業期間開始前、維持管理・運営時及び事業期間終了時の各段階で行う。なお、事業終了時の水準は、要求水準書による。

### (4) 効果

監視の結果、要求水準書に規定した要求水準が達成されていない場合には、国はサービスに対する対価の減額等を行う。減額の考え方については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定めることとする。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の概要

センターは、現在整備中であり、平成19年3月に完成の予定である。第1の1(2)のとおり、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容し、収容定員2,000名の刑務所である。

また、黒羽刑は、昭和46年に設立された施設であり、第1の1(2)のとおり、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容し、収容定員1,820名の刑務所である。

### 2 施設の立地条件

センター

|       |                  |
|-------|------------------|
| 地名地番  | 栃木県さくら市喜連川5547番地 |
| 敷地面積  | 約42万㎡            |
| 用途地域等 | 指定なし             |
| 建ぺい率  | 60%              |
| 容積率   | 200%             |

黒羽刑

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 地番地名  | 栃木県大田原市寒井1466番地2号 |
| 敷地面積  | 約21万㎡             |
| 用途地域等 | 指定なし              |
| 建ぺい率  | 70%               |
| 容積率   | 400%              |

## 第5 事業計画等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と事業者は、誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定めるものとする。

また、基本協定、事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、事業契約で定める事由ごとに、国

及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

## 2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を採ることとする。

### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合には、国は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、国は事業契約を解除することができる

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、事業者が構造改革特別区域法第11条第6項の規定により登録を取り消された場合、その他事業者が事業契約に違反し、本事業の目的を達することができないと認める場合には、国は、事業契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イいずれの場合においても、国は、事業契約に基づき、事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができる。

### (2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 上記アの場合において、事業者は事業契約に基づき、国に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他国又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、国と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わない場合は、事前の書面による通知により、国及び事業者は、事業契約を解除することができる。

ウ 上記イの場合における国からの支払い等については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定めることとする。

エ 不可抗力の定義については、入札説明書において明示する。

## 3 金融機関（融資団）と国との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、国は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することができる。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

## **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

本事業は，地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条65項に掲げる要件に該当し，かつ，刑事施設（設備を含む。）は，地方税法施行令附則第11条第66項各号に掲げるもの以外のものであることから，税制上の措置として，地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第47項の規定に基づく固定資産税の特例措置の適用対象となり得るものである。

## **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が事業を実施するに当たり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，国は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1 選定手続への参加に伴う費用負担**

参加表明書及び審査に必要な書類の作成及び提出に係る費用は，応募者の負担とする。

### **2 本事業において使用する言語**

本事業において使用する言語は，日本語とする。